

## 鹿島学術振興財団 2022 年度 国際共同研究援助 募集要項

### 1. 援助の趣旨

当財団の援助対象研究分野における、独創的、先駆的な国際共同研究を援助することにより、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流、国際的に活躍する研究者育成等に寄与することを目的とします。

### 2. 援助対象の研究分野

工学を含む自然科学、人文・社会科学、学際融合的な分野における下記の研究領域が主な対象となります。

- (1) 都市・居住環境の向上
- (2) 国土・資源の有効利用
- (3) 防災・危機管理の推進
- (4) 文化・自然環境の保全

※ (1)～(4)に関連する社会システム、情報技術等先端技術に関するものを含む

### 3. 申請資格

- (1) 申請代表者は、日本の大学等の研究機関に所属する常勤の研究者であり、海外の大学等の研究機関の研究者グループと共同で研究を行う研究者グループの代表者とします。
- (2) 応募に際しては、原則として国内の共同研究者グループ間、並びに海外の共同研究者グループとの間で研究計画に関する基本的な合意がなされている必要があります。

### 4. 募集期間

2021年7月1日(木)～11月20日(土)

2022年度の援助対象となる研究期間は、2022年4月～2023年3月です。

### 5. 援助金額及び援助期間

- (1) 総額 約3,000万円(予定)

一研究課題への援助金は、継続期間(2年目)を含めて合計1,000万円以内とします。

- (2) 援助期間は原則2年までとします。

(3) 今回募集の援助対象となる研究期間

2022年4月～2023年3月

2年目の援助継続を希望する場合は、初年度申請書の「次年度継続援助希望の有無」に必ず「希望あり」とし、希望金額を記入して申請してください。

ただし、2年目の継続援助については財団に直接提出される「中間報告書兼援助継続申請書」により、改めて内容を審査のうえ、採否、援助金を決定します。

(4) 2年目の継続手続き

初年度申請時に援助継続を希望した採択者は、WEB申請システムより、継続申請を初年度7月からの募集期間内に応募手続きをしてください。

## 6. 援助金の使途

- (1) 援助金は、原則として日本人研究者グループの研究費用が対象になります。日本人研究者グループの研究に伴う海外共同研究者グループの旅費等については対象とすることができます。
- (2) 援助金には、研究に必要な設備備品費、消耗品費、研究者の旅費、謝金、印刷製本費、運搬費、会議費等を含めることができます。ただし、設備備品費は原則として援助金額の30%を超えないものとするとともに、当該研究の実施に直接必要なものに限ります。
- (3) 援助決定後、援助金の使途を変更（年度援助金額の30%を超えるような場合）する必要がある場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。事前の連絡がなく変更した場合は、援助の取り消し、あるいは援助金の返還（全額または一部）を求める場合があります。
- (4) 当財団は、援助金の一部を所属機関への間接経費とすることについては、これを想定しておりません。

## 7. 申請手続

- (1) 申請代表者は、当財団ホームページ上に設定されたWEB申請システムに従って、直属の所属機関長（学部長、研究科長、研究所長等）の承諾を得た上で、申請書を作成してください。
- (2) 申請代表者は、当援助が決定した際の共同研究実施の確認のため、海外の共同研究グループの代表者より研究課題等が記載された署名入りの同意書面（書式は自由）を取得し、アップロードしてください。

(3) 募集要項、申請用紙等は当財団ホームページよりダウンロードできます。

当財団ホームページアドレス <https://www.kajima-f.or.jp/>



#### < 申請手順 >

- ① マイページの取得（IDとパスワード等を設定）
- ② 「申請基本情報」を申請システムから登録
- ③ 「申請書類一式」をダウンロード、作成後アップロード
- ④ 申請電子データ受付をメール受信にて確認

#### 8. 選考方法

選考は選考委員会において行い、理事会で決定します。

なお、選考の過程で面接による審査を行うことがあります。

#### 9. 選考結果の通知

2022年3月下旬に文書により通知します。

なお、採択者の援助決定金額は申請額を下回る場合があります。

#### 10. 成果報告等の提出

- (1) 採択された研究代表者は、研究の成果・結果については援助期間終了後（継続援助は2年目援助期間終了後）に、会計については各事業年度終了後に当財団にWEB申請システムより報告していただきます。
- (2) 財団所定の実施報告とは別に、継続援助期間を含む援助期間終了後1年以内に、海外の共同研究者グループとの共著論文・出版（英文等）等、研究成果にふさわしい方法により、成果報告の提出をお願いいたします。
- (3) 当援助による研究成果の発表は自由です。ただし、論文等には当財団からの援助であることを記述してください。また、実施報告は当財団年報に掲載させていただくと共に、当財団の研究発表会等での発表をお願いすることがあります。

#### 11. その他

- (1) 当財団のその他の助成援助のうち、「研究者交流援助・派遣」との同時申請はできません。また、当財団の「研究助成」と重複して受給することはできません。ただし、申請者が共同研究者の場合を除きます。

(2) 採択された研究課題、研究代表者名等については、当財団の年報及びホームページ等に公表いたします。

なお、申請者の個人情報、ご本人への必要な連絡、選考手続等の目的以外には使用しません。

(3) 採択後、援助条件に違反する事項が明らかになった場合は、遡って採択の取り消し、援助金の返還（全額または一部）を求めることがあります。

以 上